

議案第 53 号

伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約を次のとおり変更するための協議をすることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定める。

平成 年 月 日

伊賀市長 岡 本 栄

名張市長 亀 井 利 克

伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約（昭和45年三重県指令上県総第1221号）の一部を次のとおり変更する。

第16条を次のように改める。

（解散による事務の承継）

第16条 この組合が解散した場合において、公文書の管理事務、退職手当負担金の精算事務のほか、第3条に規定する共同処理する事務以外の事務については、伊賀市が承継する。

附 則

この規約は、三重県知事の許可のあった日から施行する。